七　次のイ又はロに掲げる場合に応じ、当該イ又はロに定める額
イ　信用の供与等を行う金庫が海外営業拠点を有する場合　自己資本比率告示第十九条各号又は第三十一条各号の算式において調整項目の額とされる額
ロ　イに掲げる場合以外の場合　自己資本比率告示第二条又は第十一条の算式において調整項目の額とされる額
八　次に掲げる条件の全てを満たす同一人自身の自金庫預金の額
イ　対象取引（当該同一人自身の信用の供与等に該当する取引をいう。以下この号において同じ。）に係る債権と相殺契約下にあること。
ロ　同一人自身の債務超過、破産手続開始の決定、再生手続開始の決定、更生手続開始の決定、特別清算開始の命令その他これらに類する事由にかかわらず、当該取引に関連する国において対象取引に係る債権との相殺が法的に有効であることを示す十分な根拠を有していること。
ハ　相殺契約下にある対象取引に係る債権とともにいずれの時点においても特定することができること。
ニ　継続されないリスクが、監視及び管理されていること。
ホ　対象取引に係る債権と相殺後の額が、監視及び管理されていること。
（特殊の関係のある者から除かれる者）
第八条　規則第百十七条第一号及び第二号に規定する金融庁長官が定める者は、法第五十四条の二十三第一項第四号、第四号の二又は第八号に掲げる会社とする。

○金融庁告示第五十六号

銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令（平成二十六年内閣府令第六十九号）附則第四条第二項の規定に基づき金融庁長官が定めるものは、信用金庫法第八十九条第一項において準用する銀行法第十四条の二の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成十八年金融庁告示第二十一号）第二十七条第三項第三号に掲げるものとし、平成二十六年十二月一日から適用する。

平成二十六年十月二十二日　　金融庁長官　細溝　清史

○金融庁告示第五十七号

協同組合による金融事業に関する法律施行令（昭和五十七年政令第四十四号）第三条第十二項第四号並びに協同組合による金融事業に関する法律施行規則（平成五年大蔵省令第十号）第五十条の四第二項、第五十一条第二項及び第四項、第五十二条第一項並びに第五十四条第一号及び第二号の規定に基づき、合算関連法人等から除かれる者として金融庁長官が定める者等を次のように定め、平成二十六年十二月一日から適用する。

平成二十六年十月二十二日　　金融庁長官　細溝　清史

（合算関連法人等から除かれる者）
第一条　協同組合による金融事業に関する法律施行規則（以下「規則」という。）第五十条の四第二項に規定する金融庁長官が定める者（信用の供与等（協同組合による金融事業に関する法律（昭和二十四年法律第百八十三号。以下「法」という。）第六条第一項において準用する銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第十三条第一項本文に規定する信用の供与等をいう。以下この条、第四条及び第七条において同じ。）を行う者が信用協同組合等である場合に限る。）は、次に掲げる者とする。
一　金融商品取引所（金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第十六項に規定する金融商品取引所をいい、これに類似する外国に所在するものを含む。）に上場されている有価証券の発行者又は同法第六十七条の十一第一項の店頭売買有価証券登録原簿（これに類似するもので外国に備えられるものを含む。）に登録されている有価証券の発行者
二　他の法人等（協同組合による金融事業に関する法律施行令（以下「令」という。）第三条第一項第一号ロに規定する法人等をいう。）の子会社（令第第三条第四項に規定する子会社をいう。以下この号において同じ。）又は子法人等（令第三条の二第二項に規定する子法人等をいい、子会社に該当するものを除く。）（前号に掲げる者を除く。）
三　受けている信用の供与等の額が、当該信用の供与等を行う信用協同組合等（連結自己資本比率（規則第六条第一項第三号ロに規定する連結自己資本比率をいう。次号において同じ。）を算出するものに限る。）の協同組合による金融事業に関する法律第六条第一項において準用する銀行法第十四条の二の規定に基づき、信用協同組合及び信用協同組合連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成十八年金融庁告示第二十二号。以下「自己資本比率告示」という。）第二条の算式における自己資本の額の百分の五に満たない者（前二号に掲げる者を除く。）
四　受けている信用の供与等の額が、当該信用の供与等を行う信用協同組合等（連結自己資本比率を算出しないものに限る。）の自己資本比率告示第十一条の算式における自己資本の額の百分の五に満たない者（第一号及び第二号に掲げる者を除く。）
五　同一人自身（令第三条第一項に規定する同一人自身をいう。第七条第七号において同じ。）の破綻によりその者が連鎖的に破綻する見込みがないことが明らかである者（前各号に掲げる者を除く。）
（債務の保証）
第二条　規則第五十一条第二項に規定する金融庁長官が別に定めるものは、自己資本比率告示第四十九条第一項の表百の項の中欄七に掲げる取引（一般的な債務の保証に限り、取引対象資産が貸借対照表（規則第五十一条第一項に規定する貸借対照表をいう。第四条第一項において同じ。）に計上されるものを除く。）とする。
（債務の保証以外のオフ・バランス取引）
第三条　規則第五十一条第四項に規定する金融庁長官が別に定めるものは、次に掲げる取引とする。
一　自己資本比率告示第四十九条第一項の表零の項から百の項まで及び同条第二項の表の中欄に掲げる取引（前条に該当するものを除く。）
二　自己資本比率告示第五十条第一項本文の先渡、スワップ、オプションその他の派生商品取引（第七条第六号において「派生商品取引」という。）及び自己資本比率告示第五十条第二項に規定する長期決済期間取引
三　自己資本比率告示第二百二十六条第一項各号に掲げる取引
（オフ・バランス取引の信用の供与等の額の算出方法）
第四条　前二条に定めるものの信用の供与等の額は、自己資本比率告示の規定により算出される与信相当額（当該信用の供与等の額が規則第五十一条各項に規定する貸借対照表の勘定に計上される場合においては、当該信用の供与等の額を除く。）とする。
2　前項の規定にかかわらず、自己資本比率告示第四十九条第一項の表零の項の中欄一に掲げる取引に係る信用の供与等の額は、当該取引に係る想定元本額（見かけの額ではなく、その取引の経済効果を反映した額をいう。）に百分の十を乗じて得た額とする。
（外国政府等）
第五条　令第三条第十二項第四号に規定する金融庁長官が定めるものは、次に掲げるものとする。
一　自己資本比率告示第二十七条第一項各号の表に規定するリスク・ウェイトが零パーセントである信用リスク区分に係る同項の格付又はカントリー・リスク・スコアが付与された外国政府及び外国の中央銀行
二　自己資本比率告示第二十八条及び第三十一条第二項の規定により、向けられたエクスポージャーのリスク・ウェイトが零パーセントであるもの
（金融機関間取引）
第六条　規則第五十二条第一項各号列記以外の部分に規定する金融庁長官が定める者は、次に掲げる者とする。
一　銀行
二　長期信用銀行法（昭和二十七年法律第百八十七号）第二条に規定する長期信用銀行
三　株式会社商工組合中央金庫
四　信用金庫及び信用金庫連合会